

# 【要配慮者利用施設の管理者様へ】 「洪水時の避難訓練の実施」が義務化されています

## ■ 訓練の目的

高齢者や乳幼児、障がいのある人などは一般の人より避難に多くの時間を要するため、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。

水害に備えて訓練を実施し、円滑かつ迅速な避難が図られるよう取り組みましょう。

※水防法第15条の3第1項により、訓練の実施が義務化されています

## ■ 他防災訓練との関係性

洪水に特化した訓練を行うことが望ましいですが、火災や地震等を想定した避難訓練を実施している施設においては、これら訓練を行う時に洪水時の避難に関する留意点などを職員や利用者等に説明することで、水防法に基づく訓練を実施したこととみなすことができます。

## ■ 訓練の報告

訓練を実施した場合は報告様式に写真を添えて、大仙市総合防災課まで持参またはメールでご提出ください。

【報告先・問い合わせ】 大仙市 総務部 総合防災課

電話：0187-63-1111(内線387)

メール：bousai@city.daisen.akita.jp

## ■ 実施頻度

訓練は年1回以上、定期的に行ってください。

## ■ 訓練の内容

基本的な訓練の例はフロー①～③のとおりです。過去に起こった災害等を想定した総合的な訓練のほか、1つの内容に特化した訓練など、各施設の条件や実情に応じて実施してください。

### ①防災教育

- 職員や利用者等に水害時の避難に関する留意点の説明
- 職員を対象に、洪水時の避難確保計画に関する説明

### ②情報訓練

- 災害関連情報の入手方法の確認
- 避難準備開始に関する情報の伝達訓練

### ③避難誘導訓練

- 指定避難所または緊急避難場所、協定施設、施設の上階等への避難訓練

## 【その他訓練の例】

■ 備蓄品の確認(施設の上階等に避難することを想定している場合)

■ 避難所の開設訓練(指定避難所や福祉避難所となっている施設等)